

／事業主のみなさん／

個人住民税は 特別徴収で 納めましょう

近畿2府4県と全ての市町村は、
特別徴収を推進しています。

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主
による特別徴収(給与から差し引き)が必要です。

※ 既に、滋賀県、奈良県、和歌山県の各市町村では事業主による特別徴収義務の徹底に向けた取組を進めています。

※ 京都府、大阪府、兵庫県においても、平成30年度以降の徹底に向けて準備を進めています。

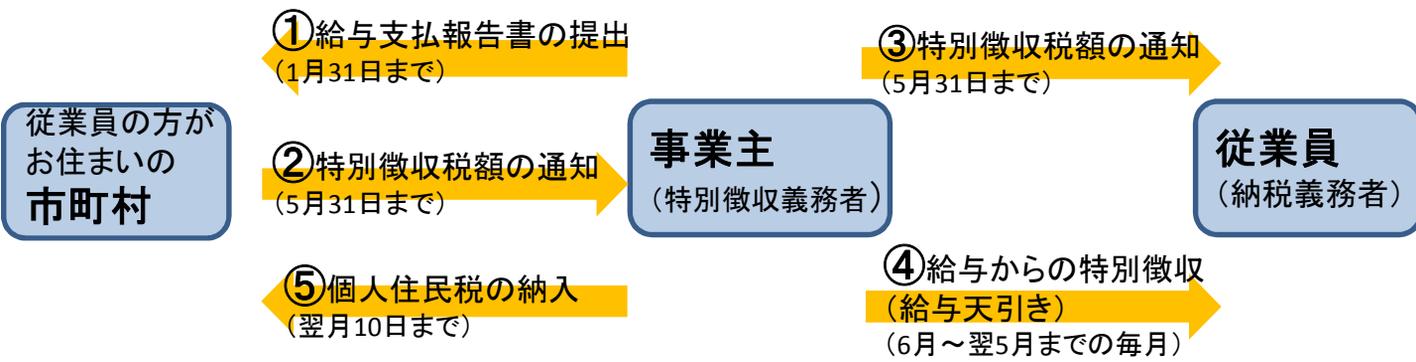
ご理解とご協力をお願いします



滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
2府4県内全ての市町村



特別徴収制度のしくみ



個人住民税の特別徴収に関するQ & A

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収しなければならないの？

A 原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）の方は、地方税法第321条の3、第321条の4及び各市町村の条例の規定により、従業員（パート、アルバイト等を含む）の個人住民税を特別徴収していただくこととされています。

Q 事業主の負担が増えるのでは？

A 所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。個人住民税の計算は市町村が行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、金融機関を通じて納めていただきます。

なお、従業員が常時10名未満の事業者には、申請により納期を年2回とする制度があります。

Q 従業員にメリットはあるの？

A ① 従業員の方が金融機関へ納付の度に出向く手間が省けます。
② 納め忘れが無くなるとともに、納期が年12回のため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの納付金額が少なくなります。

【問い合わせ先】

各市町村個人住民税担当課

給与支払報告書等の提出は電子申告をご利用ください

